

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 27 年度第 1 四半期）

デリバティブ関係（金利・商品系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	26 年度(あ)第 87 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられた金利スワップ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社には、変動金利の上昇リスクに係るヘッジニーズはなかったが、B銀行担当者から執拗な勧誘があり、絶対に損はさせないとの説明を受けたことから、本件契約の締結に至った。 ・当社は、本件契約締結後、予想に反して金利支払が相当な負担となっていたため、早期から解約の意思を示していたが、解約には多額の解約清算金がかかることを知り、解約できなかった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容について一定の説明は受けていたものの、多額の金利や解約清算金を負担することになることについては十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の借入状況を把握し、金利上昇リスクのヘッジを目的として本件契約を提案し、締結に至った。 ・当行担当者は、A社に対し、所定の資料を用いて、本件契約の内容及びリスク等について十分な説明を行っており、執拗な勧誘や絶対に損はさせないとの説明も行っていないことから、勧誘方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 27 年1月14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社が、本件契約締結後早期から、本件契約は強引に勧誘されたものと表明し、解約の意思を示していたこと等の事情を勘案すると、B銀行における本件契約の勧誘方法について全く問題がなかったとまではいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 27 年4月3日付けで和解契約書を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

以上